

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 25 年 10 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 25 年 9 月 5 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

平成 25 年度羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

## 平成25年度 羽曳野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成25年度羽曳野市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,508,296千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月5日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 第 1 表 歳 入

### 歳 入

款	項
10 繰越金	
	1 繰越金
歳 入 合 計	

### 歳 出

款	項
6 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
歳 出 合 計	

## 歳 出 予 算 補 正

補正前の額	補正額	計
0 <small>千円</small>	6,574 <small>千円</small>	6,574 <small>千円</small>
0	6,574	6,574
8,501,722	6,574	8,508,296

補正前の額	補正額	計
2,636 <small>千円</small>	6,574 <small>千円</small>	9,210 <small>千円</small>
2,635	6,574	9,209
8,501,722	6,574	8,508,296

# 歳入歳出補正予算

## 1. 総括 (歳入)

款	補正前の額 A 千円
10 繰越金	0
歳入合計	8,501,722

## (歳出)

款	補正前の額 A 千円	補正額 B 千円	計 C (A + B) 千円
6 諸支出金	2,636	6,574	9,210
歳出合計	8,501,722	6,574	8,508,296

# 事項別明細書

補正額 B 千円	計 C (A + B) 千円
6,574	6,574
6,574	8,508,296

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源 千円
国(府)支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
			6,574
			6,574

2. 歳 入

(款) 10. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額 A 千円	補正額 B 千円	計 C(A+B) 千円
1. 繰越金	0	6,574	6,574
計	0	6,574	6,574

(款) 10. 繰越金

(項) 1. 繰越金

節	金額 千円	説明
1. 繰越金	6,574	繰越金 千円

3. 歳 出

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前 A	補正額 B	計 C(A+B)	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国(府) 支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3. 国庫支出金等 還付金	0	6,574	6,574	0	0	0	6,574
計	2,635	6,574	9,209	0	0	0	6,574

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
23. 償還金、利子及び 割引料	6,574	介護給付費交付金(支払基金交付金) 返還金 2,524 地域支援事業支援交付金(支払基金交付金) 返還金 4,050